

業務方法書について

1. 趣旨

業務方法書は、独立行政法人の業務の方法の要領を記載した書類であり、業務開始の際に、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受ける必要がある。これを変更しようとするときも、同様に認可を受ける必要がある。

2. 記載事項

業務方法書の記載事項は、設立団体が規則で定める。

3. 評価委員会の意見

法人による業務の執行の中立性・公正性を担保するため、設立団体の長が法人の業務方法書の認可をする際に、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くこととされている。

4. 公表

地方独立行政法人の業務の方法に関し透明性を高める観点から、設立団体の長の認可を受けた場合には、これを遅滞なく公表する必要がある。